説明資料

令和7年3月Ver.2

マイナンバーカードと運転免許証の一体化

宮城県警察本部
交通部運転免許課

○ マイナンバーカードに免許情報を記録した場合、マイナンバーカードを運転免許証の代わりとして利用できます。（記録しなければ運転免許証の代わりにはなりません。）
○ R7.3.24以降もこれまでどおり運転免許証のみとする方は手続きの必要はありません。

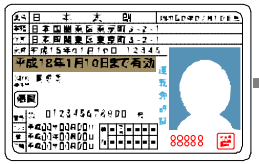

運転免許証のみ

R7.3.24～

選択可

パターン①
運転免許証のみ
（免許情報記録なし）

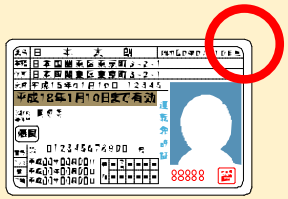

手続き不要

パターン②
マイナ免許証のみ
（免許情報記録あり）

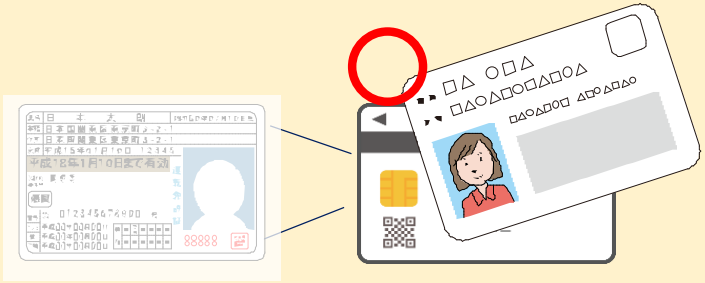

パターン③
運転免許証
＋マイナ免許証
（免許情報記録あり）

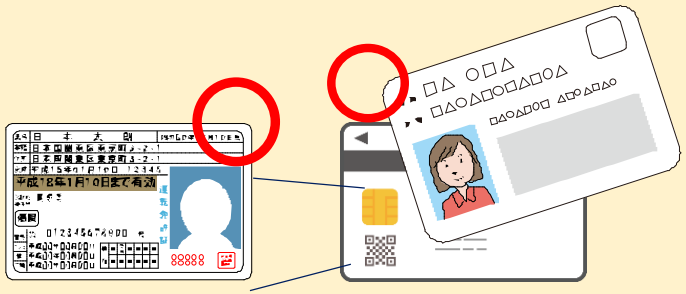

手続き必要

※マイナ免許証(免許情報記録個人番号カード)とは？

⇒運転免許情報が記録されたマイナンバーカードのことです。

○ マイナ免許証があれば、優良運転者及び一般運転者はオンラインでの受講ができます。
○ マイナ免許証のみ、運転免許証とマイナ免許証の2枚持ちのいずれのパターンでもオンライン講習を受講することができます。

講習のオンライン化

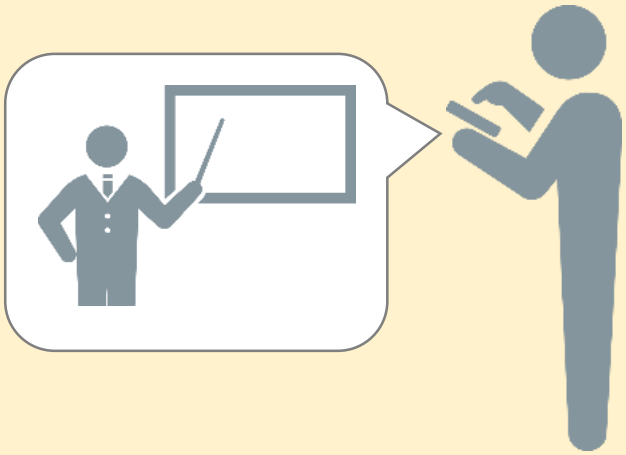

優良運転者・一般運転者は更新時講習をオンラインで受講可能
（更新を受ける際の誕生日が3／24以降の方）

対象：パターン②マイナ免許証のみ
　　パターン③運転免許証＋マイナ免許証

オンライン講習受講後の
運転免許センター等における更新手続の流れ

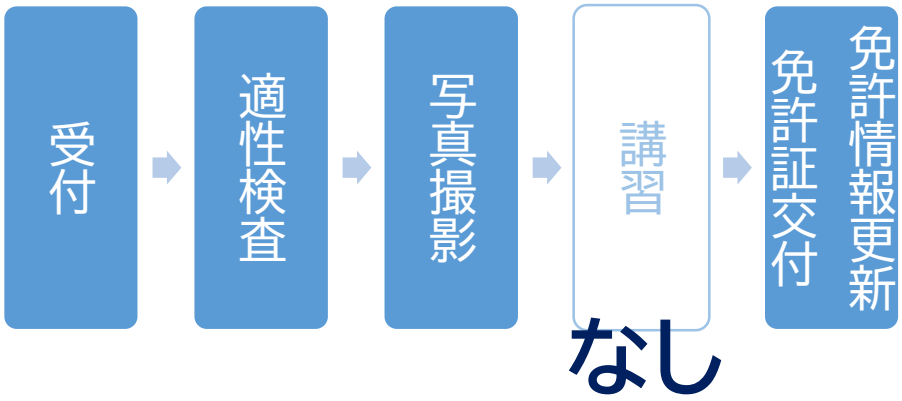

所要時間の短縮

必ずオンラインで受講しなければならない訳ではありません。オンラインか運転免許センターなどでの受講が選択できます。

○ マイナ免許証のみであれば、市区町村の窓口で行った住所変更が運転免許の住所に反映されます。
○ ただし、逆パターン（警察署等での住所変更）は、住民登録には反映されません。

ワンストップ化

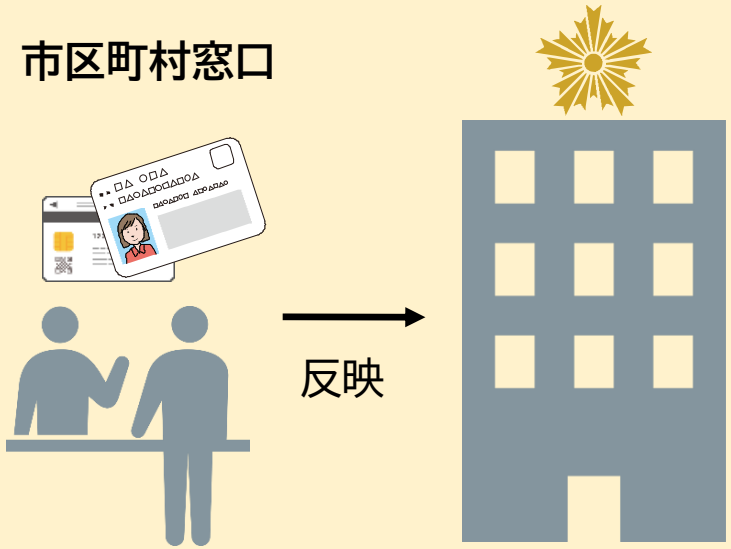

市区町村窓口で行った住所変更が運転免許の住所に反映
※住所変更ﾜﾝｽﾄｯﾌﾟ ｻｰﾋﾞｽの利用申請が必要

対象：パターン②マイナ免許証のみ

警察署等で行った住所変更は住民登録には反映されません。

○ これまで住所の変更を行わず他県で更新手続を行った場合、最終的に県運転免許センターで免許証の交付を受ける必要がありましたが、マイナ免許証の場合、他県での手続のみで更新が終了します。
○ マイナ免許証の更新の場合は、誕生日の1か月後まで手続きができます。

住所地以外での
更新の迅速化・申請期間延長

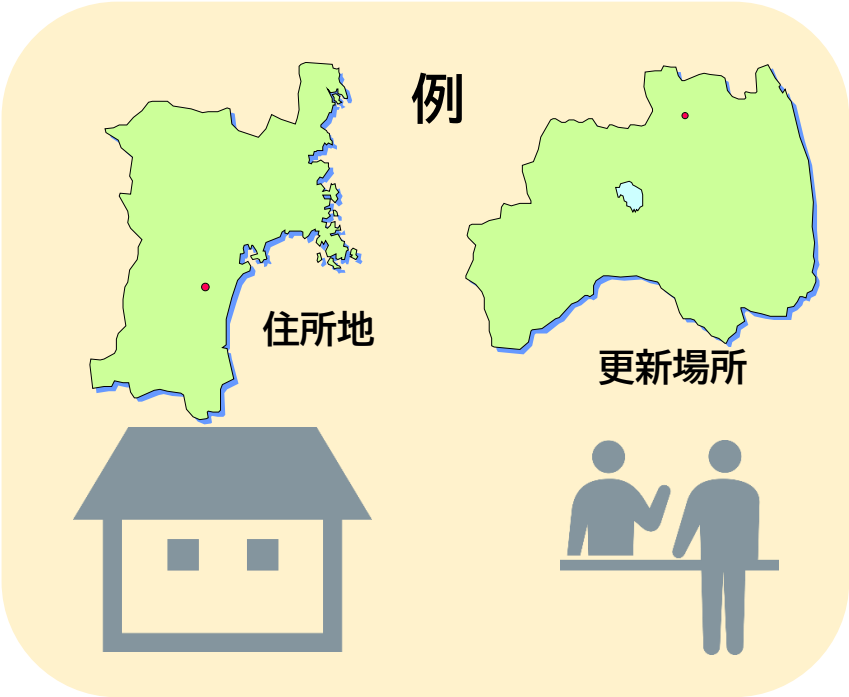

対象
これまで：優良運転者
これから：優良運転者＋一般運転者

拡大

期間
運転免許証：1か月前～誕生日（これまでどおり）
マイナ免許証：1か月前～誕生日～1か月後

延長

所要時間
マイナ免許証のみの更新であれば即日で終了

※後日、県運転免許センターで免許証の交付を受ける必要がないためです。

迅速

メリットが大きいのはパターン②「マイナ免許証のみ」の場合

○ 運転免許証新規取得や更新等他の手続きに併せて一体化することができます。
○ その他の手続きが伴わなくとも、一体化することができます。（※「保有形態変更のみ」）
○ ただし、手続きができるのは県内4箇所の運転免許センター及び気仙沼警察署です。

手続き受付日・場所

	更新機会に一体化			新規取得機会に一体化		保有形態変更のみ	
	平日	日曜		平日	日曜	平日	日曜
県運転免許センター	○	○	全ての週	○	×	○	×
石巻運転免許センター	○	○	第1・3日曜のみ	○	×	○	×
古川運転免許センター	○	○	第2・4日曜のみ	○	×	○	×
仙南運転免許センター	○	○	第1・3日曜のみ	○	×	○	×
気仙沼警察署	○	○	第2日曜日のみ	○	×	○	×
その他の警察署	できません						

マイナンバーカードと運転免許証の一体化に必要なもの

○ 一体化を行う場合、運転免許証とマイナンバーカードが必要です。
（新規取得の際に一体化を行う場合は、マイナンバーカードが必要です。）
○ 併せて、マイナンバーカードを取得、更新した際に市区町村の窓口において設定した6桁～16桁の暗証番号（署名用電子証明書の暗証番号）を確認してください。

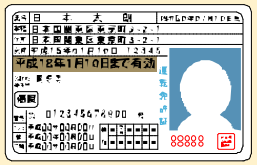

運転免許証

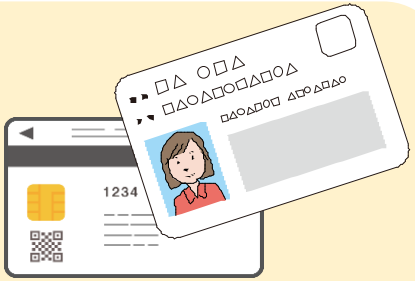

マイナンバーカード

＋

マイナンバーカードを
交付時（更新時）に設定した
署名用電子証明書の
暗証番号（6桁～16桁）

ABC123
ABCDEF0123456789

4桁の暗証番号ではありません。

暗証番号が分からない場合は事前に
市区町村の担当窓口に問合せを。
（コンビニ端末で再設定できます。）

記録される免許情報

○ マイナー体化した場合に、免許情報の全てがマイナンバーカードに記録される訳ではありません。
○ 記録されるのは有効期間の末日等7種類の情報に限られます。（特定免許情報）

③有効期間の末日
⑦免許の色

⑤免許の条件

①免許情報記録番号
※免許番号とは末尾一桁が異なります。

②免許取得年月日

④免許の種類

⑥写真（白黒）

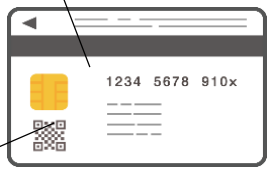

記録される免許情報（注意事項）

○ マイナー体化した場合、その情報はマイナンバーカードの外見上では分かりません。
○ 免許情報の確認が必要な場合にはアプリで読み取る必要があります。

マイナ免許証は
外見上、全く免許情報は
分かりません

情報の
確認

①マイナポータルで読み取り

マイナ

②マイナ免許証読み取りアプリ
で読み取り

APP

マイナンバーカードと運転免許証の一体化の流れ

○ 更新や新規取得等の手続きと併せてマイナー体化を行う場合には、通常の手続きの前後に別途手続きを行う必要があります。

例）更新時にマイナー体化を行う場合

運転免許ｾﾝﾀｰなどでの手続き

ご自身での手続き

通常の手続き

ﾏｲﾅｰ体化の場合必要

AP搭載 → 受付 → 適性検査 → 写真撮影 → 講習 → 免許情報更新 免許証交付 → マイナ書込み → 署名用電子証明書提出 → マイナポータル連携

マイナー体化の場合必要

※免許情報を書込む領域を確保する作業です。

※端末で暗証番号入力するものです。

マイナンバーカードと運転免許証の一体化の流れ（保有形態変更のみ）

○ 保有形態変更のみの場合は適性検査は不要です。ただし、写真撮影は必要です。
○ 現在の免許情報＋新たに撮影した写真データをマイナに書き込むことから、AP搭載後、受付（手数料納付）、写真撮影、マイナ書込み、暗証番号の入力の流れとなります。

一体化の流れ（※更新の場合と比較）

運転免許ｾﾝﾀｰなどでの手続き

ご自身での手続き

マイナー体化の場合必要

AP搭載 → 受付 → 適性検査 → 写真撮影 → 講習 → 免許情報更新 免許証交付 → マイナ書込み → 署名用電子証明書提出

マイナー体化の場合必要

マイナポータル連携

なし　あり　なし　なし

※免許情報を書込む領域を確保する作業です。

※端末で暗証番号入力するものです。

マイナンバーカードと運転免許証の一体化した場合の有効期間

○ マイナンバーカードと運転免許証を一体化した場合でも、有効期間はそれぞれ独立したものとなります。

マイナンバーカード

一体化

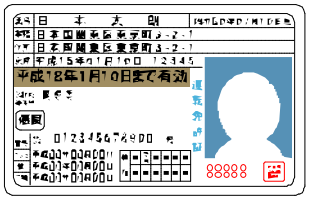

運転免許証

マイナンバーカードの有効期間	有効期間切れ
	この場合でも 運転免許は有効
運転免許の有効期間	

マイナンバーカードと運転免許証の一体化した場合の有効期限

○ マイナンバーカードと運転免許証を一体化した場合でも、有効期間はそれぞれ独立したものとなります。

マイナンバーカード

一体化

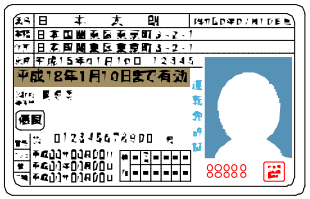

運転免許証

マイナンバーカードの有効期間

この場合はマイナカードは
運転免許証の代わりになりません。

運転免許の有効期間

有効期間切れ

○ 運転免許証と同様、マイナンバーカードと運転経歴証明書の一体化も選択できます。
○ R7.3.24以降もこれまでどおり運転経歴証明書のみとする方は手続きの必要はありません。

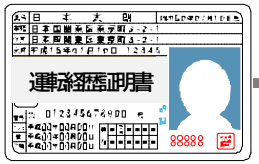

運転経歴証明書のみ

R7.3.24～

選択可

パターン①

運転経歴証明書のみ
（運転経歴情報記録なし）

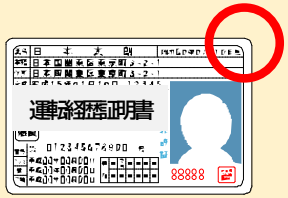

手続き不要

パターン②

マイナ経歴証明書のみ
（運転経歴情報記録あり）

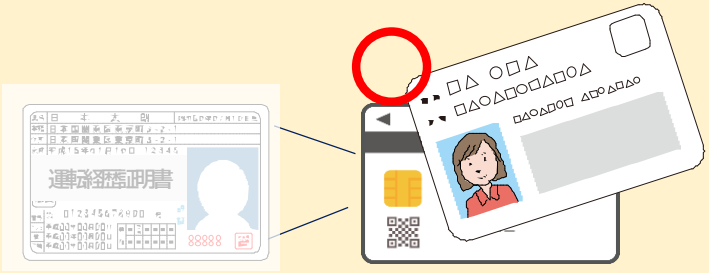

パターン③

運転経歴証明書
＋マイナ経歴証明書
（運転経歴情報記録あり）

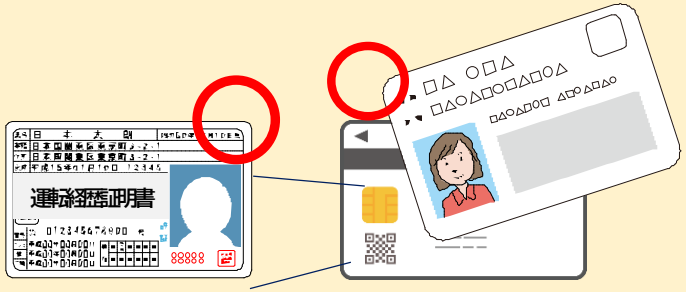

手続き必要

※マイナ経歴証明書（運転経歴情報記録個人番号カード）とは？

⇒運転経歴情報が記録されたマイナンバーカードのことです。

○ マイナ経歴証明書の手続できるのは県内4箇所の運転免許センター、気仙沼警察署です。
○ なお、日曜日は自主返納に伴うマイナ経歴証明書のみの扱いとなります。

	平日	日曜	
県運転免許センター	○	○	全ての週
石巻運転免許センター	○	○	第1・3日曜のみ
古川運転免許センター	○	○	第2・4日曜のみ
仙南運転免許センター	○	○	第1・3日曜のみ
気仙沼警察署	○	○	第2日曜日のみ
その他の警察署	できません		